

第 2 1 回

上富良野町農業委員会総会議事録

平成 2 5 年 3 月 8 日

上富良野町農業委員会

第21回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 平成25年3月8日(金) 午前10時00分から午前10時47分

2 場 所 上富良野町役場 第3会議室

3 出席委員 12名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	長谷川裕見	2	三好 利和	3	白井 一宏
5	舘尾 雄治	6	井村 悦丈	7	井村 昭次
8	杉本 隆一	9	岡和田 淳	10	石橋 信次
11	富田 成一	12	青地 修	13	中瀬 実

4 欠席委員 4番 一色 悟 委員

5 遅参委員 なし

6 議事日程

日程第1 会議録署名委員の決定

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 諮問第1号 農用地利用集積計画書の作成について

日程第4 諮問第2号 農用地利用集積計画書の作成について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第5 諮問第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第6 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

(農業委員会等に関する法律第24条 議事参与の制限)

日程第8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第9 議案第4号 上富良野町農地法施行規定並びに上富良野町農地法関係事務処理要領の制定について

7 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	局長	菊池 哲雄	主査	長谷川 千晃
----------	----	-------	----	--------

8 会議の概要

開会（午前10時00分）

（着席）

局長 全員ご起立ください。「礼」 ご着席下さい。

開会の宣言

局長 只今より、第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

局長 ご起立の上、農業委員会憲章の唱和を行います。
10番 石橋 信次 委員に合わせご唱和ください。

「唱和終了」ご着席下さい。

議長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、12名であります。定数に達して

おりますので、これより第21回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。「局長」

局長 諸般の報告（別紙）

議長 以上をもって諸般の報告を終わります。

議長 **日程第1会議録署名委員の決定**は、会議規則第13条第2項により議長において、5番 館尾 雄治 君、7番 井村 昭次 君を指名いたします。

議長 **日程第2 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」**の件を議題といたします。報告第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 報告第1号について、ご説明いたします。農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の解約申し出のあった 貸主 ○○○、借主 ○○○○ほか1件について、同法第18条第1項のただし書の規定に該当するので報告いたします。

議長 報告第1号について、発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議長 発言がなければ、報告第1号を終わります。

議長 **日程第3 「諮問第1号 農用地利用集積計画の作成について」**の件を議題といたします。諮問第1号を、事務局が説明いたします。「事務局」

事務局 諮問第1号について、ご説明いたします。旭野地区農用地利用改善事業実施組合ほか9組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権10件、賃貸借19件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成25年3月8日提出 上富良野町長 向山 富夫。
農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願います。

以下、内容を朗読いたします。 「諮問第1号朗読」

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
諮問第1号 賃12、21、22、23番、所30番について、提案に関する補足説明を願います。 「5番 館尾雄治 委員」

館尾雄治委員 5番館尾です。賃12、21、22、23番、所30番について、説明いたします。
12月20日と2月13日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開かれて、賃貸借4件、売買1件の利用集積が成立いたしました。
賃12番ですが、〇〇さんは一昨年、奥さんがお亡くなりになられて、規模縮小という事で、今回〇〇さんに、〇〇〇の高台、〇〇さんの農地に隣接する部分を賃貸したいという申し出がありまして、〇〇〇さんが賃貸するという形になりました。賃貸料は、10a当たり3,800円ということです。
続きまして、賃21番ですけれども、出し手 〇〇〇〇さん、この方は〇〇〇〇さんもお亡くなりになりまして、そのお子さんでして相続されたという事で農地を今現在、〇〇〇〇さんが借りている〇〇〇〇道路の奥にある一部の所を期間満了という事で再賃貸という形で契約させて頂いています。賃貸料は、10a 当たり4千円で変わらない形になっています。
続きまして賃22番ですが、こちらは 〇〇〇〇さん、場所は〇〇道路の右手側の〇〇分館を超えて倉庫が残っている付近になります。これも、借り手になります。 〇〇〇さんが以前契約をされて、期間満了という事で再契約という形になっています。賃貸料は、10a あたり4千円です。
続きまして賃23番、〇〇〇〇さんですけれども、この方も手塚さんの娘さんでして相続という形になりまして、借り手の〇〇〇さんが期間満了で再度賃貸という事です。この〇〇さんにつきましては、将来的には手放したいという事だったのですけれども、今回は賃貸という事で10a 当たり3,500円となっております。
最後になりますけれども、所30番、〇〇〇〇さん、先程とは別の場所になりまして、〇〇〇道路左手側、〇〇〇〇さんの自宅の裏手になります。売買という事もありまして、〇〇〇さんが買い手という事になります。売買金額につきましては、80,000円です。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃12番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃21番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃22番の採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃23番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所30番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃17、18番について、提案に関する補足説明を願います。
「9番 岡和田淳 委員」

岡和田淳委員 9番岡和田です。賃17、18番について、説明いたします。
その前に、事務局より1件訂正を致します。

事務局 訂正します。賃17番が12万2千円、賃18番が11万3千円となっておりますが、
逆に、賃17番が11万3千円、賃18番が12万2千円で訂正いたします。

岡和田淳委員 訂正宜しくお願い致します。17番出し手の〇〇〇〇さん、18番〇〇〇〇〇〇さんは、共
に夫婦でございます。共に期間満了に伴う再処分でございます。受け手の〇〇〇〇さんは
肉牛を中心に畑作農家を経営を致しております。所在地ですが、西〇1線北〇〇号沿い南
側になります。

先月2月6日に〇〇〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開か
れて、この件につきまして決定致しました。賃貸料につきましては、10a当たり1万円で
成立いたしました。慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、賃17番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃18番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃19、20番について、提案に関する補足説明を願います。
「1番 長谷川裕見 委員」

長谷川裕見委員 1番長谷川です。賃19、20番について、説明いたします。
2月12日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開かれて、賃貸借2件の利用集積が成立いたしました。
賃19番ですが、出し手 〇〇〇〇さん、受け手 〇〇〇〇さん、共に期間満了に伴い再契約となり、賃貸借期間は10年、賃借料も前回と同様、畑3千5百円、水田1千円となっております。所在地は、黄色い小冊子の賃19番を見て頂けると分かると思いますが、〇〇道路に面した、〇〇〇〇さんの住宅の周りをぐるっと囲ったところです。
あと賃20番ですが、これも期間満了に伴い出し手 〇〇〇〇さん、受け手〇〇〇〇〇〇さん、賃貸借期間は10年で、この農地は賃の20番の図面を見て頂いたら分かると思いますが、ちょうど数字の地番が書いてある所は傾斜がきつく耕作不能ということで両サイド1町づつ位しか耕作できないということで、山林有り無しを含めて総体で5万円という単価で決定しています。耕作できる部分でいったら2町部分で2,500円ぐらいです。全体の三町でみると千六百円ぐらいの単価になっているかと思えます。所在地につきましては、〇〇〇〇〇さんの住宅の前を通って行った突き当りの圃場となっています。以上です。
慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 ちょっといいですか。〇〇さんが〇〇さんから借りている田んぼについて、これは田んぼなんですか、それとも田んぼとしてなされていない、いわゆる作っているのですよね。

長谷川裕見委員 作っていると思います。地目は田ですけれども、田んぼという評価、畑にならないから、田んぼにしているという形だと思います。
1千円という単価は非常に安いのは安いですが、単価が転作奨励金も含めて考えた方がいいのか、地目土地の単価だけで考えた方がよいのか、要するに作っても赤字の出るような、畑にならないから田んぼにしているよ、ということと、他の地区だと田だと4千円とか5千円とかに単価になるかと思えます。

議 長 作れる状態の畑なのか、たまたま規格が借りてもらうために田んぼとして地目を含めて義理で借りるのか、安い高いという表現ではなかなか難しいのだけど、単純に考えて田んぼだという事であれば、安いのかな、その辺の所を皆さん理解してもらえれば良いと思います。

議 長 色々な条件が、有るのかなと思いますが。

青地代理 だから出来なくても、改善組合の人現況を見ているので良いと思います。

長谷川裕見委員 前回同様今回もこの単価でいきますよ、という事になり、この単価について確認した所、湿地で条件が非常に悪いという事ではない状態です。

議 長 わかりました。たまたまそういう状況なのですね。

長谷川裕見委員 全部を引き受けてもらう、という意見もあるのではないのかな、と思います。転作奨励金も当然付いていると思います。その辺の評価の仕方ですね。転作奨励金を土地の評価として見るのか見ないのか、という事も考えます。転作奨励金は毎年作るものによって変わる。

青地代理 当然、受けるべきではないか。地目が田になっている所は。転作畑になっていたって、田の何かで今まで動いているから。当然受けると思う。

長谷川裕見委員 受けるけれども、要するに土地条件だけの単価でみるのか、転作奨励金も含めての単価でみるのか。

青地代理 トータルで。

長谷川裕見委員 トータルですか。

青地代理 今まではそうだと思って追いかけてきたけれども。

富田委員 まあ色々な事情はあるだろうけれども、前回と同じ単価で、ということですよ。色々な経過が有って、この単価になったのですよね。

議 長 地域の人 改善組合の人が前回もそうだったという事で、評価したという事なのですから。たまたま私が聞いたのは、皆さんにこういう条件の所だよ、というのを説明してもらったため、それが駄目という事ではないです。

青地委員 要は条件が悪いから要らないよ、と言われれば、出し手の方も困るという事ですね。

議 長 結果的には、そこの部分だけ話されて、私はそこ作りたくない、本当は貸したくはないのだけれど、そういう形で借りてもらったというのであれば理解できるかなと。普通単純に考えて田んぼの賃貸料としては安いかな、という気がします。理解するしかないのかな、と思います。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、賃19番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃20番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃24番、所33、34、35番について、提案に関する補足説明を願います。 「3番 白井 一宏 委員」

白井一宏委員 はい、3番白井です。賃24番、所33、34、35番について、説明いたします。2月18日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が役場会議室で開かれました。

賃24番について補足説明を致します。出し手の〇〇〇〇さん規模縮小によるものです。所在地が、〇〇〇〇から行きまして左手の高台ということで〇〇さんの住宅地から約2キロ離れた所にあります。受け手が、〇〇〇〇さん規模拡大によるものです。賃貸料10アールあたりは2千円ということですが、3町1反という事ですけれども、この図面を見て頂いた通り取付道路から〇〇〇〇番の所ありますよね、そこで1町1反という事で残りは傾斜地という事で借りてもらわないときつい、借りてもらう方が問題はなく山林にしたいということで、賃貸契約という事にしたい、という事です。

所33番で出し手が、〇〇〇〇さん 再処分による売買です。今まで〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんが賃貸していました。場所は、〇〇道路より私の家の前の町道から右手側になります。受け手の〇〇〇〇〇〇さんですけれども規模拡大によるものです。〇〇地区の利用組合を利用していなかったという経過があります。この分は畑が、6町2反あるのですけれども整地したのですけれども一部、道が負担、あと残りが法面積でその単価で1万円から2万円となっています。5年くらい前ですか、この土地から200m程下流で、いい所で反当あたり7万円ということです。

所34番の出し手 〇〇〇〇さんですけれども、再処分による売買という事です。賃貸されていたのを売買にしたいという事です。場所は、〇〇〇〇道路に入った所です。1町3反でございますが、田んぼとして転作しているという事であれば8反6畝、あとは木が生えたりして使えないところで、5反、総体的に見ましても泥流地帯という部分もありまして石が多く用水が深いという事で、湿気るということです。それで、売買という事で1万円になっています。

続きまして、関連して所35番 出し手 〇〇〇〇さんという事で同様に条件的には再処分による売買です。〇〇〇〇さんが1万円で受け取って貰えるという事です。この分は水田としては、ちょっと安いかな、という気がしますけれど、なかなか出し手も少ないという事です。慎重審議を宜しくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

青地代理 地目、現況がよろしくないということですか。

白井一宏委員 1回、〇〇さんと賃貸があり何とかお願いもしていた経過も有り、お願いをしていたのですが今回は勘弁してくれという事です。

富田委員 私も近所でよく見ているのですけれども面積も小さく、石も有り排水も悪い所もあるし、しかたがないかなと思います。

白井一宏委員 作りづらい所です。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃24番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所33番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

続きまして、賃31番 出し手の〇〇〇〇さんは再処分による賃貸でございます。所在地は西〇線と西〇線間の北〇〇号道路に隣接する北側に位置します。受け手の〇〇〇〇さんは約51ヘクタール経営し、水稻を中心とし、麦類、豆類、ビートなどを耕作しています。出し手の〇〇さんとは賃貸の継続となるものでございます。10aあたりの賃貸料は田 5千円、10年契約ということでございます。

続きまして、賃32番 出し手の〇〇〇〇さんは、再処分によるものです。所在地は、西〇線北〇〇号付近、国道を旭川に向かって〇〇〇の入り口の左側に位置します。受け手の〇〇〇〇さんは、約34ヘクタールを経営し、麦、馬鈴薯、ビート、豆などを耕作しております。出し手の〇〇さんとは、 賃借の継続となるものです。10aあたりの賃貸料は、田4,100円契約年数は10年です。

続きまして、所38番 出し手の〇〇〇〇さんは、再処分による売買でございます。所在地は、西〇線北〇〇号道路沿いに位置しています。

受け手の〇〇〇〇〇さんは、約48ヘクタールほど経営し、馬鈴薯、麦類、豆類を耕作しています。出し手の〇〇さんとは再処分による取得となるものでございます。この部分は傾斜もきつく、排水が悪い部分もあり、改善組合と協議のうえ、近郊の土地の価格も加味しながら10aあたりの価格は6万円と致しました。以上で補足説明を終わります。

慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃25番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃26番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃27番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃28番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃29番の採決いたします。

本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃30番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃31番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、賃32番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所38番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃33番、所40、41番について、提案に関する補足説明を願います。
「10番 石橋信次 委員」

石橋信次委員 10番石橋です。賃33番、所40、41番について、説明いたします。
2月25日に東中3地区及び〇〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇〇〇で開かれて、賃貸借1件の利用集積が成立いたしました。
賃33番 出し手 〇〇〇〇さん再処分による賃貸という事です。所在地は東〇線道路〇〇号と〇〇号の間ぐらいの位置となります。〇〇〇〇との境となります。受け手の〇〇〇〇さん再処分による賃借でございます。玉ねぎを中心に耕作をしております。10a当たり9千円で10年ということでございます。
続きまして所40番出し手の〇〇〇〇さん離農による売買です。所在地は、東〇線道路と〇〇〇〇川が接している三角形の小さな田んぼになります。受け手は〇〇〇〇さん、水稻、玉葱、その他、しそや芋などを耕作しております。10a当たり17万円で成立しています。
続きまして所41番出し手は同じく〇〇〇〇さん、離農による売買です。所在地は〇〇道路と、〇〇号道路の位置になっています。2、3の田んぼを1枚になっております。多少の傾斜もございますが、1万5千円という事でございます。受け手の〇〇〇〇さんは、水稻と玉ねぎを中心に経営されています。 慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃33番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所40番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所41番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 賃34番 所39番について、提案に関する補足説明を願います。 「12番 青地 修 委員」

青地修委員 12番青地です。賃34番、所39番について、説明いたします。

2月25日に〇〇〇地区及び〇〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇〇で開かれて、賃貸借1件、売買1件の利用集積が成立いたしました。賃34番、出し手の〇〇〇〇さん、所在地は道々〇〇線沿いの〇〇号と〇〇号の丁度中間あたり、住居する所でございます。受け手 〇〇〇〇さん〇〇号と〇〇号の間という事で丁度三角形をかたどっている中間地点となります。再処分による賃借になります。賃貸料10aあたり1万円となっております。若干最近の流れから言 ったら1万円切っても不思議ではない土地かな、と思います。〇〇さんの土地に今、〇〇さんのメロン栽培のハウスをかなり棟数かけております。また親戚関係にありまして将来的には〇〇さんの土地を売買によって受けるときいておりますので〇〇さんの方から賃貸料はこのまま上げないでやってほしいという申し出もありまして1万円ということでございます。

所39番 出し手の〇〇〇〇〇さんが、相続した土地です。母親が離農致しまして、〇〇町に行きまして〇〇さんは、仕事は〇〇で会社に勤めています。受け手の〇〇〇〇さんですが、長い間賃貸契約を結んでおりましたが今回、売買で買ってほしいという申し出にこたえまして、取得になりました。〇線〇〇号と〇〇号の丁度中間地点です。価格は17万5千円です。 慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、賃34番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所39番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 諮問第1号 所27、29番について、提案に関する補足説明を願います。
「2番 三好利和 委員」

三好利和委員 2番三好です。所27、29番について、説明いたします。2月6日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれて、売買2件の利用集積が成立いたしました。

所27番 出し手が、〇〇〇〇さん。所在地が〇線の〇〇号と〇〇号の間、受け手が〇〇〇〇さん、売買価格が18万円、基盤整備していい所だろうと思ったのですが改善組合に確認すると地力が少し落ちるという事でした。

次に、所29番 出し手が〇〇〇〇さん、規模縮小という事で〇〇〇〇町でメロン農家をされています。所在地が、国道バイパス横〇〇号とのあいだ、〇〇〇〇の道路挟んだ場所ございます。その土地のすぐ下の長方形の土地が〇〇さんの土地でございまして、〇〇さん以外買えないような状況になっております。価格は、18万円です。慎重審議をよろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、所27番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、所29番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫 時 休 憩 午後3時00分から午後3時15分

議 長 日程第4 諮問第2号「農用地利用集積計画の作成について」の件を議題といたします。
「議事参与の制限」の規定がありますので、議事に関する委員に退席を求め、審議を進めてまいります。事務局が、冒頭に提案理由をご説明いたします。

農用地利用集積計画の審議内容は、議事に関する委員が退席後に事務局が個別にご説明いたします。 「事務局」

事務局 諮問第2号について、ご説明いたします。

〇〇地区農用地利用改善事業実施組合ほか2組合から、下記のとおり利用権の設定(所有権5件)についての申し出がなされ、この申し出が適当と認められるので農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めるにあたり貴会の意見を求める。平成25年3月8日提出 上富良野町長 向山 富夫。

農用地利用集積計画の内容は、経営面積・従事日数等農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、調査書をご覧願います。計画の内容は、後ほど朗読いたします。

議長 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議長 事務局が、諮問第2号所28番をご説明いたします。 「事務局」

事務局 所28番の内容を説明いたします。 「諮問第2号所28番 朗読」

議長 所28番について、提案に関する補足説明を願います。

「2番 三好利和 委員」

三好利和委員 2番三好です。所28番について、説明いたします。2月6日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれて、売買1件の利用集積が成立いたしました。

所28番 出し手の〇〇〇さん、再処分による売買。所在地が西〇線の北〇〇号の〇〇道路の少し上の所です。受け手の〇〇〇〇さん再処分による取得です。〇〇〇〇の10番、元々は、〇〇さんが出入りするのために、〇〇さんから一度分けてもらった土地らしいです。10aあたり10万円です。 慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、所28番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。

(〇番 〇〇〇〇委員 着席)

議長 農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により〇番〇〇〇〇委員の退席を求めます

(〇番 〇〇〇〇委員 退席)

議 長 諮問第2号 所31、32番を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 所31、32番の内容を説明いたします。「諮問第2号 所31、32番 朗読」

議 長 所31、32番について、提案に関する補足説明を願います。
「○番 ○○○委員」

館尾雄治委員 5番館尾です。所31、32番について、説明いたします。2月18日に○○地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、役場会議室で開かれて、売買2件の利用集積が成立いたしました。

○○○さんと○○○○さんは、親子あります。お二人の所在地2件は隣接している土地なので、一括してご説明させて頂きたいと思います。所31番○○○さん、所32番○○○さんの三角形の細長い所、所在地なのですけれども○○さんのご自宅の裏側、先程の○○○さんが所得された農地の続きの農地でございます。○○さんに関しては、○○さんと○○○さんの出し手側と致しましては再処分による売買、という形でこれまで○○○さんが賃貸していたという事でございます。○○さんは畑作を営まれています。売買斡旋価格は6万円から7万円です。 慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

局 長 先程○○○さん○○○-○○○の土地の時にこの図面を見ると袋路になっているのでも○○○-○○○の上に小さい台形、五角形のような土地があるのですが、そこに向かってその下の細長い道路がありますが○○○さんの土地の中を通過して耕作の為に通行の許可を得るといふ事で許可も一緒に出ています。補足させていただきます。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。
これより、所31番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、所32番の採決いたします。
本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。
○番 ○○○ 委員の退席を解きます。

(○番 ○○○ 委員 着席)

議 長 続きまして○○○委員の所の案件につきましては、本人欠席の為、会議を進行致します。

議 長 事務局が、諮問第2号所36、37番をご説明いたします。「事務局」

事務局 所36, 37番の内容を説明いたします。 「諮問第2号所36, 37番 朗読」

議長 所36, 37番について、提案に関する補足説明を願います。
「11番 富田成一 委員」

富田成一委員 11番富田です。所36, 37番について、説明いたします。2月21日に〇〇地区農用地利用改善事業実施組合の会議が、〇〇〇〇センターで開かれて、売買1件の利用集積が成立いたしました。

〇〇〇さんと〇〇〇〇〇さんは、親子です。まず、所36番について説明させていただきます。出し手の〇〇〇〇さん、は規模縮小による売買でございます。所在地は、西〇線道々〇〇道路沿いの〇〇方面に向かって右側に位置します。受け手の〇〇〇〇〇さんは、約22ヘクタールを経営し麦、豆類、馬鈴薯、南瓜、スイートコーンなどを耕作しております、規模拡大による取得となります。売買価格は、改善組合と協議のうえ、〇〇国営事業分の耕作面積分を、反あたり12万円、それから道々〇〇道路沿いの〇〇〇〇-6他3筆この部分が反あたり8万5千円、それからちょっと上側に位置します、〇〇〇〇-26.27 この部分の耕作できる部分が8万円、また、その他の耕作できない部分の価格が反あたり13,354円という事で決定致しました。

続きまして、所37番を説明致します。出し手の〇〇〇〇〇〇さんは、再処分による売買でございます。所在地は、西〇線と西〇線の間西〇〇号道路に隣接する位置にあります。受け手の〇〇〇〇〇〇さんは約36ヘクタールを経営しております、水稻を中心として、ビート、大豆、麦類などを耕作しております。この土地は、現在、〇〇〇さんと〇〇と賃貸となっております、再処分による取得ということになります。売買価格は、近隣の方と加味し改善組合と協議のうえ、10aあたり17万円ということになりました。

慎重審議をよろしく願います。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なしの声あり」

局長 所36番の〇〇〇〇さんなんですけれども、ちょっと年齢的にお金を借りるのは大変だという事で、息子さんが後継者という事で今回家族経営協定と認定農業者の共同経営者という形で手続きをしています。

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、所36番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 なければ、これをもって質疑を終了いたします。これより、所37番の採決いたします。本件は、原案のとおり、答申することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第5 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件を議題といたします。議案第1号を、事務局が説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の

あった譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇ほか7件について同条第2項の規定に基づき許可に可否について審議を求める。平成25年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬 実。

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

以下、内容を朗読いたします。

議 長 議案第1号1番について、提案に関する補足説明をお願いします。
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。議案第1号1、2番の補足説明いたします。1番ですが、〇〇〇さんが息子さんの〇〇〇さんに経営移譲するため、全ての農地を使用貸借するものです。

2番につきましては、〇〇〇〇さんが〇〇〇〇さんから賃貸借をしていた農地です。経営移譲の伴い、〇〇〇〇さんが引き継ぎ再契約するという事です。

慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号1、2番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号1番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号2番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号3、4、5番について、提案に関する補足説明をお願いします。
8番 杉本隆一 委員。

杉本隆一委員 8番 杉本です。3、4、5番の補足説明いたします。

3番、4番ですけれども、出し手の〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子です。隣接している農地です受け手の〇〇〇〇さんについては、10年前から賃貸借をしていたのですけれども、期間満了による、再契約をするものです。所在地につきましては、西〇線北〇〇号道路の南東側斜面にある〇〇〇〇さんの農地に隣接している場所でございます。

5番の説明を致します。出し手の〇〇〇〇さんは、規模縮小する事になり、受け手の〇〇〇〇さんとは、親戚関係にあり、元から〇〇〇〇さんの意向により1年間の賃貸借をする事になりました所在地ですけれども、東〇線北〇〇号の南にある〇〇〇〇さんの自宅に隣接している水田が3枚です。 慎重審議、よろしくお願いします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号3番、4番の質疑に入ります。発言はありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第1号7, 8番について、提案に関する補足説明をお願いします。
11番 富田成一 委員。

富田成一委員 11番 富田です。議案第1号7番、8番の補足説明いたします。出し手〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんは、親子です。受け手の〇〇〇〇ファームですが、〇〇さんが、経営している農業生産法人でございます。期間満了によります、再契約をするものです。
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって、提案に関する補足説明を終わります。
これより、議案第1号7, 8番の質疑に入ります。発言はありませんか。

議 長 息子が、最初に〇〇〇〇ファームになる前に土地を取得するですか。

局 長 そうです。

議 長 これをもって質疑を、終了いたします。これより、議案第1号7番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 これより、議案第1号8番を採決いたします。
本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6議案第2号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
事務局が、議案第2号の説明をいたします。 「事務局」

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった、転用計画者有限会社〇〇〇ほか2件について、審議を求めます。
平成25年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。
許可申請の1番3番は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。2番は、農業振興地域外の生産性の低い農地で転用計画に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。以下、内容を朗読いたします。 「議案第2号朗読」

議 長 議案第2号1番について、提案に関する補足説明を願います。
1番 長谷川裕見 委員。

長谷川裕見委員 1番 長谷川です。1番について、補足説明いたします。所在地は、西〇〇線北〇〇号の〇〇〇事務所周辺の農地です。内容といたしましては、経営規模の拡大に伴い機械の大型化、農産物の一時仮置き場、倉庫等を建設するとの事です。
慎重審議、よろしくお願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

井村悦丈委員 すいません、わからないので いいですか。住宅地は入っていますか。住宅も入って、4条の申請ですか。

局 長 事務所もありますので、会社名義で建設するので4条申請となりました。

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号1番を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号2番について、提案に関する補足説明を願います。
3番 白井一宏 委員。

白井一宏委員 3番 白井です。2番について、補足説明いたします。町道〇〇道路沿いの道道〇〇〇〇線から50mの南側です。 砂防ダム用道路建設のため農地が分断されました。傾斜地で小規模な残地となり、生産性の低い耕作不適地となりました。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号2番を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号3番について、提案に関する補足説明を願います。
2番 三好利和 委員。

三好利和委員 2番 三好です。3番について、補足説明いたします。所在地、北〇〇号と東〇線道路交差点の南西の農地です。内容は、肥育肉牛の増等に伴い、牛舎等は必要とり拡大という事です。昨年春、〇〇〇〇さんから売買して、〇〇さんが取得した土地です。
慎重審議、よろしく願いいたします。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第2号3番を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第7 議案第3号「農法第4条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第24条、議事参与の制限の規定により、○番○○○○委員の退席を求めます

(○番 ○○○○委員 退席)

議 長 事務局が、議案第3号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。農地法第4条の規定による農地の転用申請のあった転用計画者 ○○○○ について審議を求めます。

平成25年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

許可申請の農地は、農業振興地域内の農用地区域ですが、農業用施設等建設のため、転用計画に問題はないと考えます。審議の資料として、農地法第4条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

所在地は、町道西○路線に面した宅地に隣接する農地です。農業機械の大型化と作業機械の増加により、格納庫、作業スペースが必要となったことから、既存宅地に隣接する申請地に建設するものです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第3号を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。○番 ○○○○ 委員の退席を解きます。

(○番 ○○○○委員 着席)

議 長 日程第8 議案第4号「農法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。事務局が、議案第4号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。農地法第5条の規定による農地の転用申請のあった譲渡人○○○○、譲受人○○○○について審議を求めます。

平成24年6月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

1番、2番の申請は、農業振興地域農用地区域内の農地で「地域の農業振興に関する町の計画」に従って行われる農地の転用で、「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設」として、上富良野町農業振興地域整備計画に位置付けられています。農業振興地域整備計画の変更は、3月中旬に完了する予定です。なお、1番の許可書の交付は○○○と○○○○○○区域の変更協議が、完了後となります。審議の資料として、農地法第5条調書を添付してございます。

以下、内容を朗読いたします。 「議案第3号朗読」

議 長 議案第4号1番について、提案に関する補足説明を願います。
11番 富田成一 委員。

富田成一委員 11番 富田です。1番について補足説明いたします。
土地所有者、〇〇〇〇さんと〇〇さんは、親子です。
所在地は、北〇〇号道路沿いの農地です。転用計画者 〇〇〇〇〇さんは、〇〇〇〇
さんから経営移譲を受け農業経営をしています。
一昨年程前、〇〇さんにご結婚なさいまして、農家用住宅を既存宅地の道路沿いに建
てるということになりました。
慎重審議、よろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第4号1番を採決いたします。
本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号2番について、提案に関する補足説明を願います。
8番 杉本隆一 委員。

杉本隆一委員 8番 杉本です。議案第4号2番について補足説明いたします。土地所有者の〇〇〇
〇さんと〇〇〇〇さんは、親子です。所在地は、西〇線北〇〇号の既存宅地の隣接地です。
〇〇〇〇〇さんは、経営移譲を受けており、農家用住宅を既存宅地の隣接地になっています。
宅地が集約され、農地の利用に支障ないと考えます。
慎重審議、よろしく願います。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議 長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第4号2番を採決いたします。本件
は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第4号3番について、提案に関する補足説明を願います。
6番 井村悦丈 委員。

井村悦丈委員 6番 井村です。3番について補足説明いたします。
所在地ですが北〇〇号道路と東〇線道路の交差点で、〇〇〇公園の西側斜面です。転用計
画者の〇〇〇〇〇さんは、〇〇からの移住者です。申請地は、町道と用水路に挟まれた急傾斜地
の小規模な農地です。大型機械も利用しにくい、生産性の低い農地です。

慎重審議、よろしくお願いいたします。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

議長 これをもって質疑を終了いたします。これより、議案第4号3番を採決いたします。本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議長 日程第9 議案第5号「上富良野町農地法施行規定及び上富良野町農地法関係事務処理要領の制定について」の件を議題といたします。
事務局が、議案第5号を説明いたします。 「事務局」

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。「上富良野町農地法施行規定及び上富良野町農地法関係事務処理要領の制定について」について審議を求める。

平成25年3月8日提出 上富良野町農業委員会会長 中瀬実。

農地法施行規定及び農地法関係事務処理要領は、農地法第3条の権限が農業委員会に移譲になったこと、農地法第4条第5条の権限を北海道から移譲されていることから、事務処理に関する規定等を定めるものです。

議長 これをもって提案理由の説明を終わります。これより質疑に入ります。

局長 補足ですけれども、以前協議会の中でご説明させて頂いた施行規定と事務処理規定と様式集について今回固めていくという物でございます。内容につきましては、今説明がありましたように3条の権限移譲になったこと、農地法第4条第5条の北海道からの権限移譲受けているということ、農地法第18条の解約の権限についての移譲について受けておりますので、それらに関する事についての規定を定める、という事で北海道の方から平成24年6月に定めてください、という事で、それに従って、去年の夏から整備を進めていって今年の4月から施行に向けて進めてきました。内容については今までと同様で特段新しくなった事は無く変わりありません。それと今まで権限移譲に向けて事務処理をして無認可をした事になるとまれにですけれども、不服申し立てですとか不利な事がありますので、書類に関してもこういう手続きを踏むよ、という規定が大半を占めているという所で、そちらについては町の行政手続きの規定もあります。内容につきましては、その4条、5条、18条、3条、等のやり方が変わるわけではありません。今までやってきたのを定めた、という事です。宜しくお願いします。

議長 局長の方から説明がありましたけれども、上富良野町の事務処理規定によりましては、文書化したという事でありまして。特に、問題は無いかと思いますが、皆様の方から何か意見はないでしょうか。

議長 規程・要綱ができたことによって、今までの手続きと変わるところはありますか。

局長 手続きが変わるところはありません、現在、進めていたものを明文化したものです。

議長 特別なければこれをもって質疑を終了いたします。
これより、議案第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

「ありません」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 本日の日程は、全て終了いたしました。
第21回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 ご起立ください。 「礼」

以上、報告1件、諮問2件、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後 4時 17分

上記第21回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名押印する。

平成25年3月8日

上富良野町農業委員会 中 瀬 実 ⑩

上富良野町農業委員 館 尾 雄 治 ⑩

上富良野町農業委員 井 村 昭 次 ⑩